

公布された条例のあらまし

◇奈良県議会委員会条例の一部を改正する条例

1 常任委員会の所管事項の変更

県に置く部のうち、文化・教育・くらし創造部を地域創造部に、水循環・森林・景観環境部を環境森林部に、産業・観光・雇用振興部を産業部に、食と農の振興部を食農部に変更することに伴い、次の常任委員会の所管事項について、所要の規定の整備を行うこととした。

ア 経済労働委員会

水循環・景観環境部、産業・観光・雇用振興部、食と農の振興部

↓ 環境森林部、産業部、食農部

イ 文教くらし委員会

文化・教育・くらし創造部

↓ 地域創造部

2 施行期日

令和六年四月一日から施行することとした。